

○富士市景観条例施行規則

平成21年6月29日規則第50号

改正

平成22年9月1日規則第40号

平成27年3月30日規則第33号

富士市景観条例施行規則

富士市都市景観条例施行規則（平成6年富士市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富士市景観条例（平成21年富士市条例第29号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（建築物以外の工作物）

第2条 条例第2条第2号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- （1） 垣、柵、擁壁その他これらに類する物件
- （2） 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類する物件
- （3） 煙突、排気塔その他これらに類する物件
- （4） 記念塔その他これに類する物件
- （5） 石油タンク、ガスタンクその他これらに類する物件
- （6） 電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件
- （7） 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物件
- （8） 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する物件
- （9） 展望台、コースター、観覧車その他これらに類する物件
- （10） 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

（景観計画の提案団体）

第3条 条例第11条の規則で定める団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 構成員の2分の1以上が法第11条第1項に規定する土地所有者等であること。
- （2） その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。
- （3） 法人格を有しない団体にあつては、代表者の定めのある規約を有していること。

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式)を提出して行うものとする。

(行為の変更の届出)

第5条 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(第2号様式)に、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項各号に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添えて行うものとする。

(適合通知)

第6条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為制限の適合通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(勧告)

第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第8条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(第5号様式)に、省令第1条第2項各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(命令)

第9条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書(第6号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 法第17条第8項及び法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(第7号様式)によるものとする。

(景観重要建造物等の指定の告示)

第11条 条例第17条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 条例第17条第1項に規定する景観重要建造物等(以下「景観重要建造物等」という。)の名称又は樹種
- (3) 景観重要建造物等の所在地
- (4) 指定の理由となった外観又は樹容の特徴
- (5) 景観重要建造物にあつては、法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(標識)

第12条 法第21条第2項及び法第30条第2項の標識は、第8号様式によるものとする。

(現状変更の許可の申請)

第13条 法第22条第1項及び法第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物等の現状を変更しようとする日の30日前までに、景観重要建造物等現状変更許可申請書(第9号様式)に必要な書類を添えて行うものとする。

(所有者の変更の届出)

第14条 法第43条による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書(第10号様式)に当該変更の事実が確認できる書類を添えて行うものとする。

(富士・愛鷹山麓(ろく)地域における土地利用事業)

第15条 条例第20条第1項の規則で定める地域は、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画(平成3年3月策定)の対象地域とする。

2 条例第20条第1項に規定する規則で定める行為は、施行区域の面積が2,000平方メートル以上の土地利用事業とする。

(富士・愛鷹山麓地域の土地利用事業における景観保全計画の届出)

第16条 条例第20条第1項の規定による届出は、富士・愛鷹山麓地域の土地利用事業における景観保全計画届出書(第11号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地利用平面図
- (3) 建物立面図(着色)
- (4) 景観モニタージュ図
- (5) 現況写真

3 第1項の届出は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)その他の法令等に基づく手続を行おうとする日(当該手続を要しない行為である場合にあっては、当該行為に着手しようとする日)の30日前までに行うものとする。

4 条例第20条第2項第2号の規則で定める行為は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(審議会の会長等)

第17条 条例第24条第1項に規定する富士市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第18条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の専門部会)

第19条 審議会は、審議事項について専門的に調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。

(関係者等の出席)

第20条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第21条 審議会の庶務は、都市整備部建築指導課で処理する。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(富士市都市景観審議会規則の廃止)

2 富士市都市景観審議会規則（平成6年富士市規則第23号）は、廃止する。

附 則（平成22年9月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第33号）

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第12条関係）

第9号様式（第13条関係）

第10号様式（第14条関係）

第11号様式（第16条関係）